特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	児童手当関連事務　評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東神楽町は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	東神楽町では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、町が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。 児童手当関連事務では事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約書において個人情報取扱特記事項を付している。

評価実施機関名

北海道東神楽町長

公表日

平成28年7月22日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連事務
②事務の概要	本事務は、児童手当法の規定に基づき、児童を養育している方に児童手当若しくは特例給付を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする方に当該手当等を支給するための事務である。 事務は以下のとおり。 ①認定・額改定・未支払の請求の受理、審査、応答 ②資料の提供等の求めに関するもの ③父母指定者の届出の受理、審査、応答 番号法においては、別表第一項番56に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。
③システムの名称	総合行政システム（児童手当システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条　別表第一項番56

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項（74、75の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東神楽町健康ふくし課
②所属長	健康ふくし課長　佐藤真弘

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東神楽町（総務課）　東神楽町南1条西1丁目3番2号　0166-83-2111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月22日	所属長	健康ふくし課長　佐伯　肇	健康ふくし課長　佐藤真弘	事後	